

## 安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用方法（仮称）について

### 1. 背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講じることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第24号）による海上運送法（昭和24年法律第187号）の改正に伴い、令和8年度（予定。施行から1年間の経過措置あり。）からは、人の運送をする船舶運航事業者（令和7年度以降における「旅客運送船舶運航事業」をいう。以下同じ。）は、試験に合格したうえで実務経験要件を満たし、資格者証の交付を受けた者のうちから、安全統括管理者及び運航管理者を選任することとなる。

本制度の施行に向けた準備を円滑に進めるため、本制度の施行に先立ち、当該実務経験要件等を定めた「海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令」（令和6年国土交通省令第43号。以下「省令」という。）が令和6年4月1日に施行されたところである。また、令和7年3月を目処に「海上運送法施行規則の一部を改正する省令」を公布する予定である。

今般、令和8年度以降の実務経験要件や船長が船舶に乗り組むことができる場合等の詳細を定めるため、「安全統括管理者及び運航管理者の選任等の運用における解釈（仮称）通達案」を制定することとする。

### 2. 概要

以下の事項について定めることとする。なお、詳細は案のとおり。

- (1) 安全統括管理者に求められる実務経験について
- (2) 運航管理者に求められる実務経験について
- (3) 安全統括管理者の選任要件について
- (4) 運航管理者の選任要件について
- (5) 安全統括管理者がやむを得ず不在となった際の緊急時対応について
- (6) 同時に運航している船舶が1隻であって、当該船舶の総トン数が20トン未満（小型船舶）かつ旅客定員が13人未満である登録事業者の場合及び運航管理者がやむを得ず不在となった際の緊急時対応について
- (7) 運航管理者の外部委託について

### 3. 今後のスケジュール（予定）

発出：令和7年3月

適用：令和8年4月